

令和元年度の主な活動方針

農業委員会は農業委員10名と農地利用最適化推進委員4名で荒廃農地の防止対策や、遊休農地の解消、新規担い手への育成等の取組みを進めるために様々な活動や取組を行います。

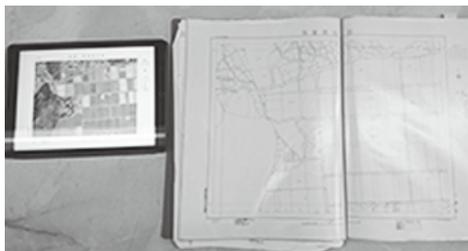
今年度活動方針として農業委員会（14名）は以下の委員会（部会）に分かれ、主体的に取り組むを実施する計画です。

●農地委員会（委員長 相澤博文 推進委員）

【メンバー】 農業委員：渡辺利正、樋口金也、斎藤元一

推進委員：月岡武昭、石澤和博、斎藤静雄

- ・農地パトロールの実施により農地の集積・集約化の成果を挙げる。
- ・遊休農地対策として、地主との協議の機会を進める。
- ・農地パトロールにタブレット端末の導入により農地の把握を進めるためにIT整備を村に要望する。



※タブレット端末を使った農地パトロール（写真：全国農業新聞より）

●振興委員会（委員長 桑原全利 農業委員）

【メンバー】 農業委員 廣瀬秀勝、油科恵子、宮川一哉、島田裕水、中村久美子、樋口秀孝

- ・ふるさと納税に関する勉強会。
- ・農業関係補助金制度の勉強会。
- ・農業委員会と農業者と共同で先進地視察の実施。
- ・農業者等との意見交換会を11月に実施。
- ・米の販売について村の農政担当、農協、議員との懇談会の実施。

農地の売買・転用には 農業委員会等の許可が 必要です

農地は自分の土地であっても、売買する場合や、住宅新築など耕作以外の目的に使用する場合は、農業委員会または長野県知事の許可が必要です。

農地の売買、転用等計画のある方は、お近くの農業委員か農業委員会事務局にお早めにご相談ください。

農地の貸し借りの際には 農地利用権設定の届出を お忘れ無く！

他の人の農地を借りて作付けしたり、自分の農地を他の人に貸す時は、農業経営基盤強化促進法に基づく「利用権設定」の届出が必要です。忘れずに農業委員会へ届出をしてください。

なお、届出の用紙は事務局にありますので、随時お問い合わせください。

のぞみ

栄村
農業委員会だより

No.84

〈発行〉
栄村農業委員会

〈編集〉
農委編集委員会

平成31年2月20日

『農業者との意見交換会』開催



栄村農業委員会では村内の農業者との意見交換会を栄村役場で開催しました。集落営農組織の代表者、認定農業者、一般の農業者に呼び掛けをしたところ、農業委員を含め29名の参加者他、長野県北信地域振興局から農政関係担当者5名を交えて、政策要望など、課題解決に向け意見交換会が行われました。

意見交換で出された主な内容と、県からの回答・意見について次のとおりお知らせします。

①月岡地区では法人化で集落内の水田農地を管理している。例えば農地中間管理機構関連農地整備事業では収益性を前年度の20%以上向上する条

件があり、国の全ての制度は前年度の数パーセント向上しないと事業対象にならないなど、山村地域においては不条理な条件が多い。この条件をある程度緩和できれば事業参入しやすい。地域の実情を考えた制度を要望したい。

県 米作り中心だけでは非常に厳しい条件であると思う。緩和措置については県庁や国に意見を出してほしい。また、県議会を通じ国に挙げる方法等、色々なところから意見を挙げていただきたい。

②平成27年度小滝集落では合同会社小滝プラスを立上げて農地中間管理機構を活用し農地の集積を行い※地域集積協力金の交付を受け集落営農が守られている。その事例を出して、他の集落で検討する際に、以前は良かったが現在は貸し手と借り手が一緒だと協力金が受けられないと聞いている。実際はどうなのか。

県・後日文書回答

集落営農法人と個人は別人格で、個人に交付されるものでないため、出し手と受け手が同じでも交付可能です。平成31年度は一部制度の改正も予定されていますが、詳しいことはまだ分かりません。

※地域集積協力金とは

地域で農地中間管理機構へまとまった農地を貸し付けた場合、その地域に対する支援金が支払われます。平成27

年に小滝地区でこの制度を利用し、約1096アールの水田のうち、792アールを集積・集約(72%)し、機構へ貸し付けをし、小滝プラスが担い手となり、機構から農地を借り受けたことで小滝地区に約220万円の交付金が支払われました。

③どの地域も若い担い手が不足しているが、この懇談会に肝心な若い人が来なく残念である。若い人たちが積極的に話し合いの場に参加していただき、次の世代に繋げられるようにしていただきたい。

農業委員会事務局 新規就農者や担い手となる対象者に懇談会のお知らせはしていますが集まらない。若い人が参加していただけるよう考えたい。

農業者年金を受給されている皆様へ

農業者年金を受給されている皆様には毎年1回、現況届の提出をお願いしています。独立行政法人農業者年金基金から郵送にて、受給されている皆様のお手元に現況届の提出案内が直接届けられますので、住所・氏名など必要事項を記入のうえ、6月30日までに農業委員会事務局へ提出してください。(※また経営移譲年金を受給されている方は、経営所得安定対策等への申請を受給者本人名義で申請をしないようご注意ください。年金支給が停止される場合があります。)

編集後記

新緑の山々がしつとりとした濃い夏色に変わる6月になりました。里山の田圃には苗が整然と植えられ、水面が輝き、瑞穂の国らしい穏やかな里山が広がります。

この5月からは、30年余り続いた平成が終わり新しい令和が始まりました。皇位継承に際しての最高儀式である「大嘗祭」に収められる稲の選定に「亀ト」が用いられると聞き、古代中国の検証された最古の殷王朝の占術が日本に生きている事実に愕然としました。

「大嘗祭」で食される五穀の象徴が「稲」であり、古代より人々が「命の根」と考えてきた歴史の重みがありました。

稲穂の国では、神が人々に五穀豊稔を約束することが国家案寧の基礎であったようです。

この国の土地と気候に育てられた作物を食べることが、この国の民族の身体に合った食事であるだけでなく、食料自給率を上げていく事が、自国の孤立を守り、民族の命を繋いでいくことだと「大嘗祭」に教えられた気がしました。

広報編集委員長 油科恵子